

包括結歳出予算法、2021 知的財産関連部分

Q 部門—金融サービスと知的財産

第 II 章—知的財産

副章 A—著作権

211 条。不正なストリーミング。

(a) 修正。合衆国法典第 18 編第 113 条は、第 2319B 項の後に以下を挿入して修正するものとする。

「第 2319C 項。不正なデジタル伝送サービス

“(a) 定義。この条項では

“(1) 「視聴覚著作物」、「コンピュータープログラム」、「コピー」、「著作権所有者」、「デジタル伝送」、「金銭的利益」、「映画」、「映画鑑賞施設」、「上演する」、「レコード盤」、「公に」(作品を上演することに関して)、「録音」、および「伝送」とは、第 17 編第 101 条に記載される意味を持つものとする。

「(2) 「デジタル伝送サービス」とは、デジタル伝送により公に上演を行うことを主な目的とするサービスを指す。

「(3) 「公に上演する」および「公演」とは、第 17 編第 106 条 (4) 項と (6) 項 (著作権のある作品における独占権に関して) に準じた、著作権所有者の独占権を指し、17 編の第 107 条から 122 条までに限定されるもので、そして

「(4) 「商業的な公演のために準備される作品」とは、

「(A) コンピュータープログラム、音楽作品、映画、またはその他の視聴覚作品のことで、不正な公演の時点で、

「(i) 著作権所有者が商業的な公演を合理的に予測でき、そして

「(ii) 作品のレコード盤のコピーが著作権所有者により、または著作権所有者の承認を受けた上で、米国内で商業的に公演されていないか、または

「(B) 映画であれば、不正な公演の時点で映画が、

「(i) (I) 映画鑑賞施設において鑑賞できるようにされ、そして

「(II) 著作権所有者の権限により、または著作権所有者の権限を持って、映画鑑賞施設以外の場所で鑑賞できる形式の販売用コピーとして米国内で一般に入手できるようになっておらず、または

「(ii) 不正な公演の 24 時間以上前に、著作権所有者によるか、または著作権所有者の権限を持って、商業用に公演されていない。

「(b) 禁止行為。意図的に、そして商業的な利益または個人的な金銭的利益を得る目

的で、以下のデジタル伝送サービスを一般に提供することは違法行為とされる。

「(1) 著作権所有者の権限または法による権限なく、第 17 編により保護される、公の上演を目的として設計または提供され、デジタル伝送で提供されるもの。

「(2) 著作権所有者の権限または法による権限なく、第 17 編により保護される、公にデジタル伝送による上演以外に、取引的に重要な目的や使用がないもの、または

「(3) 著作権所有者または法による権限なく、デジタル伝送により、第 17 章で保護された作品の公の上演における使用を奨励するために、その人物により、またはその人物の裁量により故意に販売されたもの。

「(c) 罰金。第 (b) 項に違反した人物は、第 17 編またはその他の法律に定められる罰金に加えて、

「(1) 本編による罰金の支払い、3 年以下の懲役、またはその両方、

「(2) 本編による罰金の支払い、5 年以下の懲役、またはその両方、もし

「(A) 犯罪が商業的な公演向けに準備されている作品 1 つまたはそれ以上に関して行われ、そして

「(B) その人物が、作品が商業的な公演のために準備されていると、知っていたか、知っているべき状況にあり、そして

「(3) 犯罪が本条項または第 2319 条 (a) 項による 2 度目のまたは後続的なものである場合、本条項による罰金、10 年以下の懲役、またはその両方。

「(d) 解釈の原則。本条項のいかなる記載も、以下のように解釈されることはないものとする。

「(1) 第 17 編第 512 条に規定される責任制限、または二次責任の原則を含む、民事著作権法のその他のいかなる条項の解釈に影響するか、または

「(2) 連邦または州のいかなる当局が、第 17 編第 301 条において先取権の対象になっていないケーブル盗難またはサービス盗難法を執行することを妨げる。」。

(b) 目次の修正。合衆国法典第 18 編第 113 条の目次は、第 2319B 条に関連する部分の後に以下を挿入して修正する。

「2319C 条。違法なデジタル伝送サービス。」

第 212 条。著作権の少額訴訟。

(a) 略称。この条は、『2020 年少額申立著作権改正執行法 (Copyright Alternative in Small-Claims Enforcement Act of 2020)』または『CASE Act of 2020』として引用できる。

(b) 修正。合衆国法典第 17 編は、最後に以下を追加して修正する。

「第 15 章 著作権の少額訴訟

「1501 条。定義。

「1502 条。著作権申立委員会。

「1503 条。著作権申立委員会の権限と義務。

- 「1504 条。手続の内容。
- 「1505 条。登録条件。
- 「1506 条。手続きの取扱い。
- 「1507 条。手続きの効力。
- 「1508 条。地方裁判所による審査と確認。
- 「1509 条。他の地方裁判所による行為との関係。
- 「1510 条。著作権局による実施。
- 「1511 条。予算調達。 .

「1501 条。定義

「この条項では、

「(1)「申立人」とは、第 1506 条 (e) に準じて、第 1504 条 (c) (1) 項の規定に従って許容される侵害申立て、第 504 条 (c) (2) 項の規定に従って申し立てられた非侵害、または、第 1504 (c) (3) 項の規定に従って申し立てられた詐称に準じて、著作権主張委員会において手続を開始する実質利益当事者を指す。

(2)「反訴者」とは、著作権申立委員会の手続における被告であり、

「(A) 手続において申立人に対し、第 1504 条 (c) (4) 項によって許容される反訴を主張し、そして

「(B) (A) 項に記載される反訴に関して、実質的利益当事者である。

(3)「当事者」とは、

「(A) 当事者を指し、そして

「(B) 適用される場合には、当事者の弁護士を含み、そして

「(4)「被告」とは、第 1504 条 (c) (1) 項に従って許容される侵害申立、第 1504 条 (c) (2) 項による非侵害、または第 1504 条 (c) (3) 項による詐称に従って、第 1506 (e) 条に準じて、著作権申立委員会において、手続に持ち込まれた人物を指す。

「第 1502 条。著作権申立委員会

「(a) 概論。著作権局内に設立された著作権申立委員会は、この章で規定されるように、著作権のあるあらゆるカテゴリーの作品に関する特定の著作権申立の解決を当事者が任意に求めるための代理法定としての役割を果たすものとする。

「(b) 調査官と担当者。 -

「(1)。著作権申立調査官、著作権登録官は、第 (3) (A) 項に準じ、著作権申立委員会に勤務させるため、3 名の正規雇用の著作権申立調査官を推奨する。調査官は議会図書館長が著作権登録官と相談の上、その地位に任命する。

「(2) 著作権申立弁護士。 著作権登録官は、正規雇用の著作権申立弁護士を少なくとも 2 名雇用し、著作権申立委員会の運営を支援する。

「(3) 資格。

「(A) 著作権申立調査官。

「(i) 概論。各著作権申立調査官は、少なくとも7年以上の司法経験を持つ弁護士でなければならない。

「(ii) 経験。著作権申立調査官の内の2名は、

「(I) 著作権侵害の評価、訴訟、または判決に関して、相当の経験を持ち、さらに

「(II) 2名の調査官のどちらかが、著作権所有者及び使用者の双方を含む、多様な著作権利益を代表したか、判決を下した経験があること。

「(iii) 裁判外紛争処理。第(ii)項で説明のない著作権調査担当官は、著作権法に相当の知識を持ち、そのような方法による訴訟問題の処理も含めて、裁判外紛争処理の分野で経験がある人物でなければならない。

「(B) 著作権申立弁護士。各著作権申立弁護士は、著作権法に関して3年以上のかなりの経験を有していなければならない。

「(4) 報酬。

「(A) 著作権申立調査官。

『(i) 定義。この条項では、

「連邦政府の上級レベルの雇用者」とは、上級幹部公務員制度における雇用者ではなく、一般職員のGS-15以上に分類される地位の雇用者である。

「(ii) 支払範囲。各著作権申立調査官は、適用される場合は地域による追加支給も含め、連邦政府の上級レベル職員への報酬率において、最低額以下でなく、最高報酬枠を超えない金額の報酬を受け取るものとする。

「(B) 著作権申立弁護士。各著作権申立弁護士は、適用される場合は地域による追加支給も含め、一般職員のGS-15の10レベルに支払われる最高支払率を超えない支払率の報酬を受け取るものとする。

「(5) 任期。

「(A) 概論。第(B)項の規定に従い、著作権申立調査官は、更新可能な6年の任期を務めるものとする。

「(B) 最初の任期。本章に基づき任命される最初の著作権申立調査官の任期は、以下のものとする。

「(i) 最初に任命されるかかる著作権申立調査官の任期は、4年間とする。

「(ii) 2人目に任命される著作権申立調査官の任期は5年間とする。

「(iii) 3年目に任命される著作権申立調査官の任期は6年間とする。

「(6) 欠員と能力の喪失。

「(A) 欠員。

「(i) 概論。著作権申立調査官に欠員ができた場合、

議会図書館長は、著作権登録官に相談し、その推奨の上で、迅速に著作権申立調査官を任命する。

「(ii) 任期満了前の欠員。任命されていた前任者がその任期を満了する前に発生した欠員の補充に任命された人物は6年間の任期に任命されるものとする。

「(B) 能力の喪失。著作権申立調査官が、一時的に調査官としての任務を果たせなくなった場合、議会図書館長は、著作権登録官と相談し、その推奨の上で、迅速に臨時の著作権申立調査官を任命し、そのような能力喪失期間において、かかる任務を遂行させるものとする。

「(7) 制裁または排除。第 1503 条 (b) 項に従って、議会図書館長は、著作権申立調査官を制裁または排除することができる。

「(8) 運営上の支援。著作権登録官は、著作権申立調査官と著作権申立弁護士に、技術設備を含む必要な業務支援を提供し、本章における調査官と弁護士の任務を遂行できるようにする。‘

「(9) 著作権申立委員会の場所。著作権申立調査官と著作権申立弁護士の事務所と設備は、著作権局にあるものとする。

「第 1503 条。著作権申立委員会の権限と義務。

「(a) 機能。

「(1) 著作権申立調査官。本章と適用される規制に従って、著作権申立調査官の機能は以下であるものとする。

「(A) 本章により、調査官に対して持ち込まれる、民事上の著作権侵害、反訴、抗弁に対して裁定を下す。

「(B) 訴訟、反訴、抗弁が適切に申し立てられていることを確認し、そうでなければ、著作権申立委員会による解決に対して適切であることを確認する。

「(C) 調査官に持ち込まれる手続を管理し、主張、反訴、抗弁の検討に関して規制を制定する。これらには予定立て、証拠開示、証拠その他の事項に関するものも含まれるものとする。

「(D) 手続の参加者と非参加者に、訴訟、反訴、または抗弁の解決に関連する情報と文書の提供を要請する。

「(E) 審問会や協議を実施する。

「(F) 申立者および反訴の当事者による和解を施す。

「(G) 以下を行う。

「(i) 金銭的救済を与え、そして

「(ii) 適用される処置を実行することに当事者が同意した場合、調査官の裁定に、第 1504 条 (e) (2) 項による特定の行為を停止または緩和することを含める。

「(H) 著作権申立委員会の手続と条件についての情報を公開する。

「(I) 調査官による手続記録を保持し、必要に応じてそのような手続の正式記録を証明し、そして、第 1506 条 (t) 項に記載されるように、そのような手続きの記録を一般に公開できるようにする。

「(J) 本章で規定されるその他の任務を遂行する。

「(K) 本章で規定される調査官としての任務に携わっていない時には、著作権登録官が割り当てるその他の任務を遂行する。

「(2) 著作権申立弁護士。本章の規定及び適用される規制に従って、著作権申立弁護士の機能は以下のものとする。

「(A) 本条項によるの任務の運営にあたり、調査官を補佐する。

「(B) 著作権申立委員会の手続きと条件に関して、一般人に支援を提供する。

「(C) そのような訴訟における潜在的な被告を特定する目的で、第 512 条 (h) 項に従って召喚状を得るため、許容される訴訟を著作権申立委員会に提出することを考慮している申立人に情報を提供する。

「(D) 本章で規定される弁護士としての任務に携わっていない時には、著作権登録官が割り当てるその他の任務を遂行する。

「(b) 裁決における独立性。

「(1) 概論。著作権申立委員会は、個別の手続における委員会による裁定を手続における記録を根拠に個別に、そして本章の条件、判例、および著作権登録官の適用規定に準じて下すものとする。

「(2) 相談。著作権申立調査官と著作権申立弁護士は、

「(A) 法律一般の問題について著作権登録官に相談することができるが、

「(B) 第 1506 条 (x) 項に従い、以下については、著作権登録官に相談することはできない。

「(i) 調査官または弁護士にとって係属中の、いずれかの特定事項の事実、または

「(ii) 第 (i) 項に記載される事実に対する法律の適用。

「(3) 業績評価。その他の法律の規定や規制、または議会図書館や著作権登録官の方針に関わらず、著作権申立調査官または著作権申立弁護士の業績評価においては、著作権申立委員会が下した個別の裁定の実質的な結果を評価の根拠として考慮することはできないが、その結果が倫理基準の事実上の違反、または主張される違反に関連している場合はその限りではない。

「(c) 登録官による指示。第 (b) 項に従って、著作権申立調査官と著作権申立弁護士は、その任務を実行するにあたり、著作権登録官の一般的な指示の下にあるものとする。

「(d) 一貫性のない義務の禁止。著作権申立調査官または著作権申立弁護士は、著作権申立委員会の調査官または弁護士の任務と競合するようないかなる任務も請け負ってはならない。

「(e) 忌避。著作権申立調査官または著作権申立弁護士は、著作権申立調査官または著作権申立弁護士として、利害の対立があると信じる理由のある手続については、

その手続きへの参加を忌避するものとする。

「(f) 意思の疎通。適用法で別途許可されていない限り、著作権申立委員会における手続きのいずれの当事者も、著作権申立委員会で進行中または係属中のいかなる手続きの内容に関しても、著作権申立委員会および著作権登録官との意思疎通を回避しなければならない。

「(g) 司法審査。裁定を下すことに関し、本章に基づいて著作権申立調査官および著作権登録官が実行するあらゆる行為は、第5編第7章ではなく、第1508条(c)項に準じた司法審査の対象となる。

「第1504条. 手続きの性質。

「(a) 任意の参加。著作権申立委員会の手続きへの参加は、本章に基づき任意とし、いずれの当事者にとっても、合衆国地方裁判所、その他の裁判所、またはその他の法廷で訴訟、反訴訟、または抗弁を追求するか、陪審員裁判を求める権利は保持されるものとする。本条項による権利、救済、および制限は、本条項によるものでない限り、放棄することはできない。

「(b) 出訴期限。

「(1) 概論。 手続きは、申立が発生してから3年以内に、第1506条(e)項に準じて、著作権申立委員会において開始されていない限り、著作権申立委員会において維持されることはできない。

「(2) 時効の停止。第1507条(a)項に従い、著作権申立委員会において開始された手続きについては、手続きの係属中は、合衆国地方裁判所における同一の申立の開始に関して、第507条(b)項に準じて許可される期間、出訴期間を中断するものとする。

「(c) 許可される訴訟、反訴、及び抗弁。著作権申立委員会は、さらなる限定や条件に準じて、以下の申立、反訴、抗弁に関して裁定を下すことができる。これらには著作権登録官が制定する規定による特定の種類の作品も含まれる。

「(1) 第106条に準じ、侵害が発生した時点での独占権の合法的または実質的所有者による、著作権のある作品における独占権の侵害に対する申立で、申立人が第(e)(1)項に規定のある限度内で損害を求めているもの。

「(2) 第106条に準じ、著作権のある作品における独占権の非侵害宣言の申立で、第28編第2201条と一貫しているもの。

「(3) 第512条(f)項に準じた、侵害申立の通知または反訴に関係した詐称の申立であり、削除されたか無効化された資料の入れ替えを求めるもの。但し、著作権申立委員会における、かかる申立に関する手続きでのいかなる救済も、本条項で規定されるものに限定する。

「(4) 手続きにおいて、申立人に完全に対立すると思われるもの。

「(A) 反訴者が損害を求めるものがあれば、
第(e)(1)項に規定されるものに限定し、そして

「(B) 以下であること。

「(i) 第106条または第512条(f)に起因し、そして

第(1)項による侵害申立の対象、第(2)項による非侵害申立の対象、または第(3)項による詐称の申立の対象と同じ取引または事項から発生したもののか、または

「(ii) 同意が申立人に与えられる救済に影響する場合、第(1)項による侵害申立の対象と同一の取引または事項に関する同意に起因するもの。

「(5) 本条項により主張される申立または反訴への対応として、本章に準じた合法的または正当な、またはそれ以外に法律により可能な抗弁。

「(6) 第(1)、(2)、または(3)項に準じて、1名またはそれ以上の申立人により、1名またはそれ以上の被告に対して許可されている1件もしくは複数の申立。但し、1件の手続で主張されているすべての申立てが、侵害を申し立てられている同一の行為または継続的な侵害行為に起因しており、かかる損害申立に対し、その合計が第(e)(1)項で規定されている回収額を越えないもの。

「(d) 除外される申立。以下の申立と反訴は、著作権申立委員会による裁定の対象ではない。:

「(1) 第(c)項に準じて許可される申立または反訴ではない申立または反訴。

「(2) 裁判所がその申立または反訴が、著作権申立委員会で手続される許可を停止しない限り、管轄裁判所により最終的に判決の下されている申立または反訴、または管轄裁判所で係属中のもの。

「(3) 連邦政府または州政府の実体による、或いは連邦政府または州政府の実体に対する申立または反訴。

「(4) 合衆国外に居住する人物または実体に対する申立または反訴。但し、その人物または実体が著作権申立委員会で手続を開始し、そして本章による反訴の対象である場合を除く。

「(e) 許可される救済。

「(1) 金銭的な回収。-

(A) 侵害の実質的な損害、利益、法定損害賠償。

著作権侵害の申立または反訴に関し、また第(D)項による金銭的な回収総額の限定に従い、著作権申立委員会は以下のいずれかを与えるものとする。

「(i) 第504条(b)項に準じて決められる実質的な損害および利益で、適切な場合には、侵害側の当事者が第(2)項に準じて侵害行為を停止または緩和することに同意したかどうかを考慮したもの。

「(ii) 第504条(c)項に従って決定される法定損害賠償額で、以下の条件に準じたもの。

「(I) かかる条項の規定により法定損害賠償の資格が得られるように、第412条に準じて期限内に登録された作品に

関しての法定損害賠償は、侵害された各作品に対し、1万5000米ドルを超えてはならない。

「(II) 第412条に準じて期限内に登録されなかったものの、本条項により、法定損害賠償を受ける資格がある作品に関しては、法定損害賠償は、侵害された作品ごとに7500米ドルを越えないものであるか、1件の手続につき合計で1万5000米ドルを越えないものとする。

「(III) 著作権申立委員会は、侵害が法定損害賠償を受けるために故意になされたものであるかの調査をしたり、故意になされたものかどうかの審査をしてはならない。

「(IV) 著作権申立委員会は、法定損害賠償を与えるための追加的要因として、侵害者が第(2)項に準じて侵害行為を停止するか緩和することに同意したかどうかを考慮することができる。

「(B) 損害の選択。侵害の訴訟または反訴に関して、最終裁定が下される前であればいつでも、そして第1506条(k)項に準じて著作権申立委員会が制定する予定に関わりなく、申立人または反訴者は以下を選択する。

「(i) (A)項に準じて、実質的被害または利益を回復するか、法定損害賠償を受け取る、または

「(ii) 損害を回収しない。

「(C) その他の申立の損害。第512条(f)項によるものなど、侵害訴訟以外の損害申立または反訴は、第(D)項の制限の対象となる。

「(D) 回収総額の制限。法律によるその他の条件に関わらず、著作権申立委員会においていずれか1件またはそれ以上の訴訟または反訴を求める当事者は、第1506条(y)(2)項に準じて支払われる弁護士料と費用を除いては、その手続において合計で3万米ドルを超える損害賠償金を求めたり回収してはならない。

「(2) 特定の行為を停止する同意。著作権申立委員会による裁定で、その裁定に関する手続において、委員会は以下の行為を停止する要請を含めるものとする。

「(A) 当事者は以下に同意する。-

「(i) 侵害されている作品へのアクセスを削除または無効にするか破壊することも含めて、侵害と判断された行為を停止するか、または。

「(ii) もし、そのような通知や反訴が、第521条(f)項に規定される既知の重大な詐称であることが発覚した場合、委員会で問題となっている行為に関して、相手方に第512条に準じて削除通知や異議申立通知を送り続けることを停止し、そして

「(B) 第 (A) 項に記載されている同意を手続の記録に反映する。

「(3) 弁護士料と費用。法律によるその他の規定に関わらず、第 1506 条 (y) (2) 項に規定のある悪意のある行為以外には、著作権申立委員会における手続の当事者は、自ら弁護士料と費用を負担する。

「(f) 共同および連帯責任。著作権申立委員会における手続の当事者は、そのような当事者と関連する申立または反訴が、すべて同一の行為または行動に起因する場合、連帯責任を負うものと見なされる。 .

「(g) 許可される事案数。著作権登録官は、本条項に準じ、公正さと著作権申立委員会の運営目的として、一年間に同一の申立人に許可される手続の数に関する規定を制定する。

「第 1505 条。登録条件

「(a) 申請書もしくは証明書。著作権のある作品に対する独占権の侵害を申し立てる訴訟または反訴は、以下の場合を除いては、著作権申立委員会で申し立てることはできない。

「(1) 著作権の合法的または実質上の所有者が、著作権の登録に必要な記入済み申請書、預金、及び必要な手数料を最初に著作権局に届け、そして

「(2) 登録証明書が発行されるか、または拒否されていない場合。

「(b) 登録証明書。法によるその他の規定に関わらず、著作権申立委員会における手続きの申立人と反訴人は、第 (a) 項の条件が満たされていれば、作品の侵害に対して本条項の定めるところにより、実際の損害と利益または法定損害賠償を回収することができるが、以下の場合にはそれに当たらない。

「(1) 著作権申立委員会は、以下の条件が満たされるまでは手続きの裁定を下すことはできない。

「(A) 作品に関する登録証明書が著作権局より発行され、著作権申立委員会に提出され、手続きの相手方が入手できるようになっており、そして

「(B) 申立手続きの相手方が登録証明書に対処する機会を与えられている 場合。

「(2) 作品の登録証明書が保留になっているために、申立手続きがそれ以上進められない場合には、申立手続きは証明書が著作権申立委員会に提出されるまで一時的に停止するものとする。ただし、申立手続きが 1 年以上停止になっている場合、著作権申立委員会は、申立手続きの当事者に書面による通知をし、当事者に通知に対する対応まで 30 日の期間を与えた上で、不利益を被ることなく申立手続きを却下することができ、そして、

「(3) 著作権申立委員会が、作品の登録が拒否された通知を受領した場合には、不利益を被ることなく申立手続きは却下されるものとする。

「(c) 推定。作品に関する登録が、作品が最初に発表されてから 5 年以内に発行されていることが登録証明書に示されている場合、第 410 条 (c) 項に規定される推定は、本編

に関連する法の原則に加えて、著作権申立委員会による申立手続に適用されるものとする。

「(d) 規制。著作権申立委員会での行為が予定通りに進行するように、著作権登録官は、委員会において問題になっている未登録の作品の著作権を著作権局が発行または拒否する決定を速やかに下せるように規定を制定する。

「第 1506 条。手続の行為。

「(a) 概論。

「(1)適用法。著作権申立委員会の手続は、本編における関連する法方針に加え、本章および本章に基づいて著作権登録官が制定する規定に準じて実行されるものとする。

「(2) 対立する判例。実質的な著作権法に関する対立する判例があり、和解が不可能な場合、著作権申立委員会は、合衆国地方裁判所で提訴された場合、または起訴行為が複数のそのような管轄権に持ち込まれた場合に適用されたであろう連邦管轄権の法律に従うべきであり、或いは起訴行為がそのような複数の管轄権下に持ち込まれることが可能であった場合は、問題の当事者と行為に最も重要な関係があると著作権申立委員会が判断した管轄権。

「(b) 記録。著作権申立委員会は委員会における手続の記録を保持する。

「(c) 一元化された手続。著作権申立委員会における手続きは、

「(1) 当事者またはその他の人物が出頭する必要なく、著作権申立委員会の事務局で行われ、そして

「(2) 文書による提出、審問会、およびインターネット基盤のアプリケーションおよびその他のテレコミュニケーションを経由して行われる。ただし、利用可能なテレコミュニケーション設備を経由して、手続に関する物理的なまたはその他の非供述証拠が著作権申立委員会に提供できない場合には、著作権申立委員会は、そのような証拠に関し、手続におけるその他のいかなる当事者にも影響しない代替の提供方法を調整する。

「(d) 代理。著作権申立委員会における手続の当事者の代理は、以下の人物が務めることができるが、代理が要請されるわけではない。

「(1) 弁護士、または

「(2) 法学部の学生が当事者を代理することを規定する適用法において、資格を認められている法学部の学生で、そのような代理を無償で行う者。

「(e) 手続の開始。本章に準じて手続を開始するため、著作権登録官が規定で制定するそのような追加的な条件に従い、申立人は著作権申立委員会に以下のような申立を申請する。

「(1) 申立を裏付ける重要な事実の陳述を含み、

「(2) 第 (y) (1) 項により証明されており、そして

「(3) 著作権登録官が制定した規定に記載される金額の手数料を伴う。

「(f) 申立と反訴の再審理。

「(1) 申立。第 (e) 項に準じた申立が申請されると、

申立が本章と適用される規定に準拠していることを確認するため、著作権申立弁護士により再審理されるが、以下に準じたものとする。

「(A) 申立が準拠していることがわかれば、申立人はかかる準拠の通知を受け、第 (g) 項により、申立の送達をするよう指示される。

「(B) 申立が準拠していないとされれば、申立人は申立が不完全であることの通知を受け、申立人がその通知を受けた日から 30 日以内に追加の申請手数料の必要なく、修正された申立の申請を許可されるものとする。申立人が 30 日間の期間内に異議申立を行なった場合、申立人は通知を受け、申立の送達をするよう言い渡される。その 30 日間の期間内に申立が再申請され、それでも準拠していなかった場合、申立人は申立が不完全であることを再度通知され、追加の申請手数料の必要なく、2 度目の通知から 30 日以内に申立を修正する機会を再度与えられるものとする。もし 2 度目の 30 日の期限内に申立が再申請され準拠すれば、申立人はその通知を受け、申立の送達を進めるよう指示されるものとするが、申し立てが準拠していなければ、著作権申立調査官によるそのような非準拠の確認後、手続は不利益を被ることなく却下されるものとする。著作権申立委員会は、適用される 30 日以内に申請されなかったあらゆる申立の手続も不利益を被ることなく却下する。

「(C) (i) 第 (ii) 項に従い、本条項の目的のため、第 512 条 (b)、(c)、または (d) 項に規定される責任制限の対処となり得る侵害作品の保存、照会、またはリンクを理由とした、オンラインサービスのプロバイダーに対する侵害の申し立ては、申立人が本条項の (e) (1) で求められる陳述書で、申立人が過去に第 512 条の (b) (2) (E)、(c) (3) または (d) (3) に従って、サービスプロバイダーに侵害の通知をしていない限り、そしてサービスプロバイダーがそのような通知を受けてから、その作品へのアクセスを迅速に削除するか無効にしなかった場合には、準拠していないと見なされる。

「(ii) 第 (i) 項に従って、申立が準拠していないことが判明した場合、著作権申立委員会は、申立人に第 512 条の適用される条件に準じて、そのような通知の送達に関する情報を提供する。

「(2) 反訴。反訴の申請と送達後、著作権申立弁護士は、反訴を再審理し、反訴が本章と適用される規定条件に準拠していることを確認する。反訴が準拠していないことが判明したら、反訴人と手続の他の当事者は、反訴が不完全であることの通知を受け、反訴者は、そのような通知の日から 30 日以内に、修正された反訴を申請し送達することを許可される。反訴者が 30 日以内に反訴を申請し送達した場合、反訴人とその他のそのような当事者は通知を受けるものとする。反訴が 30 日以内に再申請され、送達されても準拠していなかった場合、反訴人とその他のそのような

当事者は反訴が不完全であることを再び通知され、反訴人は、2度目の通知から30日以内に、反訴を修正する2度目の機会を与えられる。反訴が30日以内に再申請され、再送達され、準拠していれば、反訴人とその他のそのような当事者は通知をされるが、それでも反訴が準拠していなければ、著作権申立調査官がそのような準拠を確認した後、手続ではなく、不利益を被ることなく反訴が却下されるものとする。

「(3) 不適合による却下。著作権申立委員会は、申立または反訴を再審理した後、または手続の過程のいつでも、申立または反訴が著作権申立委員会における裁定に不適合であると結論した場合、不利益を被ることなく申立または反訴を却下できるものとする。これには以下のいずれの事項も含まれる。

「(A) 必要な当事者への参加を怠った場合。」

「(B) 必要不可欠な証人、証拠、または専門家の証言の不足。

「(C) 関連する法律上の争点、または著作権申立委員会が合理的に実施できる手続の数を超越しているか、またはその問題に関する著作権申立委員会の能力を超えているとの判断によるもの。

「(g) 通知と申立の送達。被告に対する申立を進めるため、申立人は、第(f)項に準じて申立を進める通知を受領してから90日以内に、著作権申立委員会に被告への送達証明を申請する。被告への送達を発効させるため、申立人は、著作権登録官が制定した規定に従って、手続の通知と申立のコピーを交付送達するか、または交付送達の放棄によって、被告に送達できるようにする。かかる規定は以下の条件を含むものとする。

「(1) 手続の通知は、決められた方式に従うものとし、著作権申立委員会と手続の内容、被告が離脱する権利、および離脱した場合と離脱しなかった場合の影響を明白にするもので、通知の受領後60日以内に離脱しなければ被告に以下の影響がおよぶことの顕著な陳述を含むものとする。

「(A) アメリカ合衆国憲法第3条に定められるように、紛争を裁判所で裁決する機会を失い、そして

「(B) 紛争に関して、陪審員裁判の権利を放棄することとなる。

「(2) 被告に送達された申立のコピーは、著作権申立委員会に申請された申立と同じものでなければならない。

「(3) 通知と申立の個人的な送達は、手続の当事者ではなく18歳以上の人物が行うものとする。

「(4) 未成年または能力のない人物以外の個人であれば、以下の方法で受領できるものとする。

「(A) 訴訟が行われる州の一般的管轄裁判所における訴訟の召喚状送達の州法に準じたもの。

「(B) 通知と申立のコピーを個人的に当事者に届ける。

「(C) 通知と申立のコピーを個人の住居または、適切な年齢

と裁量を持つ人物がいる通常の住居に置いてくるか、または

「(D) 通知と申立のコピーを手続の送達を受領するように被告から指名されている代理人に届けるか、または指定されていない場合は、指名または法律により手続の送達を受領する権利を与えられている代理人に届ける。

「(5) (A) 一般的管轄権を持つ裁判所で、一般名称で裁判を行う、法人、パートナーシップ、または任意団体は、通知と申立をその受領代理人に届けることで訴状を受け取るものとする。そのような受領代理人が指定されていない場合には、以下の方法で訴状の受領を完了する。

「(i) 訴状が出された州の一般管轄権のある裁判所における召喚状の送達に関する州法に準拠するか、または

「(ii) 指名または法律により、起訴が行われる州の一般的管轄権のある裁判所における訴訟の訴状受領の権限を与えられている役員、経営代理人、総代理人に通知と申立のコピーを届け、そしてそのような代理人が法により権限を受けており、法律によりそのように要請されている場合には、被告に通知と申立のコピーを郵送する。

「(B) 一般的管轄権を持つ裁判所で、一般名称で裁判を行う、法人、パートナーシップ、または任意団体は、著作権登録官が制定する規定に準じて、著作権申立委員会における申立の通知を受領する受領代理人を指定することを選択できる。著作権登録官は、検査の目的で、インターネット経由も含み、一般に公開される現行の受領代理人名簿を維持し、そのような受領代理人を指定する法人、パートナーシップ、または任意団体に、名簿維持の手数料の支払を請求できるものとする。

「(6) 受領代理の放棄を要請するため、申立人は、第一種郵便またはその他の適切な方法により、被告に手続が開始されたことを通知することができる。かかる通知は著作権登録官が制定する規定に準拠するものとし、以下に従うものとする。

「(A) かかるいかなる要請も書面によるものとし、被告宛のものとし、手続の法定通知書、著作権申立委員会に申請された申立のコピー、受領代理放棄の法定書式を伴い、差出人払いかその他の費用のかからない方法で返送できるものとする。

「(B) 要請書には、要請が送られた日付を示し、被告の署名のある放棄同意書を、被告に要請が送られた日から開始する 30 日の期限内に返送することを示すものとする。この条項の目的のため、署名された放棄同意書は、同意書に署名された日付をもって、承認したこととその証明となる。

「(7) (A) 被告による受領代理放棄は、被告が手続から離脱する権利の放棄にはならない。

「(B) 第 (6) 項に準じて、期限内に受領代理を放棄し、手続から離脱していない被告は、著作権申立委員会により適用される手続で許可される期間に加えて、抗弁や反訴を含む実質的な返答を提出するために、30 日の期限を与えられるものとする。

「(8) 未成年またはその能力のない人物は、州法に準拠している場合、または訴状が出された州の一般的な管轄権を持つ裁判所でそのような人物に対して起訴された同様の手続によってのみ、召喚状を受領することができる。

「(9) 訴状と受領代理の放棄は、合衆国内でのみ成立するものとする。

「(h) 著作権申立委員会からの通知。著作権登録官は、これらの規定で定められるように、著作権申立委員会から、または著作権申立委員会を代表して、被告に対して係属になっている手続を通知する書面を送達する書面の条件の規定を制定するものとし、それらは

「(1) 手続を離脱する被告の権利に関する情報も含めて、離脱した場合としなかった場合の影響、および (g) 項に準じた送達の日から 60 日以内に離脱しないことで、被告はアメリカ合衆国憲法第 3 条で定められる、裁判所で紛争の裁決を受ける機会と紛争に関して陪審員裁判を受ける権利を失うことを顕著に示した陳述、そして、

「(2) (g) 項による通知条件に加えて、そしてそれとは別に、

「(i) 手続からの離脱。通知と申立を適切に受け取ってから、手続から離脱することを選択した被告は、受領日から開始して、著作権登録官が制定した規則に準じて、そのような選択を書面で著作権申立委員会に提出するために 60 日間の期間を与えられるものとする。申立人が送達証明書を申請してから、被告が 60 日間の期間中に著作権申立委員会に離脱通知を提出しない場合、手続は有効な手続と見なされ、被告は第 1507 条 (a) 項の規定に応じて、手続による裁定に拘束されるものとする。60 日間の期間中に、被告が手続から離脱した場合には、不利益を被ることなく手続は却下されるが、特別な事情の場合で、被告への書面による通知があれば、著作権申立委員会は、かかる 60 日間の期間を公正性の面から延長することができる。

「(j) その他の文書の送達。通知と申立を除き、手続に提出されるか、手続において依存される文書は、著作権登録官が制定する規則に準じて送達されるものとする。

「(k) 計画。手続が有効な手続であると確認されたら、著作権主張委員会は、今後の手続行為の予定を設定するものとする。予定は、申立者または反訴人が、第 1504 条 (e) 項と矛盾する被害の選択を求める日時を特定してはならない。著作権申立委員会が設定する予定は、公正さを目的として、著作権申立委員会によって変更することができる。

「(l) 会議。一名またはそれ以上の著作権申立調査官は、手続の事案管理または発見された事項を検討するための会議をすることができるが、そのような会議は手続記録に記載され、記録するか複写する。

「(m) 当事者による提出。著作権申立委員会の手続には、著作権申立委員会によって適用される規定や手続を除いては、いかなる正式な申立概要も含まれていない。

「(1) 手続の当事者は、著作権申立委員会に事案管理と証拠開示に対処する要請をし、それに対する返答を提出し、そして

「(2) 著作権申立委員会は、当事者に関連する事実および法律問題、またはその他の事項を取り扱った提出を求めるか許可することができる。それらには、著作権申立調査官が自らの裁量で提起した事項やその他の返答も含まれるものとする。

「(n) 証拠開示。手続における証拠開示は、著作権登録官が制定した規定に従い、関連情報と文書の作成、質問書および自認要求書に限定されるが、以下の場合を除外する。

「(1) 当事者の要請を受けて、正当な理由が示された場合、

著作権申立委員会は、特定の事項において、限定的に、公正を目的として、関連する追加の証拠開示を承認し、手続の参加者から特定の情報と文書を、そして非参加者からは任意の提出を求めることができる。

「(2) 当事者の要請があり、正当な理由が示される場合には、著作権申立委員会は、機密情報を含む文書または証言を制限するための保護命令を出すことができ、そして

「(3) 通知とそれに返答する機会を与え、正当な理由を示した後、著作権申立委員会は、そのような事実に関連する可能性のある資料の適切な要請に対して、期限内に開示資料を提供しなかった当事者に対する係争事実に関し、不利な推定を適用することができる。

「(o) 証拠。著作権申立委員会は、手続において以下の種類の証拠を考慮することができ、かかる証拠は証拠法の申請なく認められる。

「(1) 手続の申立、反訴、抗弁に関連する文書および非供述証拠。

「(2) 偽証罪に準じて書面で提出されたか、または第 (p) 項に準じて提出された供述証拠は、手続の申立、反訴、および抗弁に関連する、当事者あるいは非専門家の陳述に限定されるものとする。但し、例外的な場合で、正当な理由が示された場合には、著作権申立委員会により、専門家証人の証言またはその他の種類の証言も許可されることがある。

「(p) 審問会。著作権申立委員会は、手続の当事者と証人から事実問題または法律問題について口頭発表を聞くために審問会を実行でき、これには以下に従った口頭証言も含まれる。

「(1) そのようないかなる審問会も、2名以上の著作権申立調査官が出席する。

「(2) 審問会は手続の記録に記載され、第 (3) 項に従って、著作権申立委員会が必要とすれば、記録したり複写されるものとする。

「(3) 審問会の記録や筆記は、出席していなかったすべての著作権申立調査官が入手できるものとする。

「(q) 任意の却下。

「(1) 申立人によるもの。手続における申し立てに対し、被告が返答をする前に受領された申立人の書面での要請により、著作権申立委員会は要請に従って、手続、または申立または被告を不利益を被ることなく却下する。

「(2) 反訴者によるもの。申立人が反訴への対応を申請する前に反訴者の書面による要請があれば、著作権申立委員会は、そのような反訴を却下し、そのような却下は他に何らの影響もないものとする。

「(3) 集団訴訟。著作権申立委員会における現行手続の当事者で、同一の取引または事項に起因し、自らが集団訴訟の一員となっている、係属中または推定的な集団訴訟の通知を受領した者は、書面により、委員会における手続の却下を要請することができる。著作権申立委員会は、すべての申立人と反訴人に通知をした後、不利益を被ることなく手続を却下する。

「(r) 和解。

「(1) 概論。有効な手続においては、そのどの時点でも、当事者の一部または全員は、

「(A) 和解交渉を容易にするために共同で著作権申立調査官との協議を要請するか、または

「(B) 著作権申立委員会に、和解と手続における申立および反訴の一部またはすべての却下の条件を規定した同意書を提出する。

「(2) 追加の要請。第(1)条(B)項による提出は、著作権申立委員会に対し、手続の最終裁定において、当事者の和解条件の一部またはすべてを採用する要請を含めることができる。

「(s) 事実認定。第(n)(3)項に従い、著作権申立委員会は、証拠の優越に基づき、事実認定を行うものとする。

「(t) 裁定

「(1) 性質と内容。手続において著作権申立委員会が行う裁定は、

「(A) 著作権申立委員会の過半数により決められたものであること。

「(B) 書面にて、裁定の事実的および法的根拠の説明を含むこと。

「(C) 被告または反訴側被告が第1504条(e)(2)項に従って、侵害行為を停止することに同意するための条件を明白にすること。

「(D) 第(r)(2)項で求められる程度を限度として、第(r)(1)項で同意された和解の条件を明白にし、そして

「(E) 第(C)項と(D)項の規定によるものを含む、すべての損害と与えられるその他の救済の明確な陳述を含む。

「(2) 異議。第(1)項に準じた裁定に含まれる判断に異議のある著作権申立調査官は、異議の根拠を明白にした陳述書を添付することができる。

「(3) 公開。著作権申立委員会による各最終的な裁定は、

一般がアクセスできるウェブサイトで公開されるものとする。登録官は、第 (n) (2) 項に準じた保護命令の対象である機密情報を保護するための記録の編集も含め、かかる裁定に関するその他の記録や情報の公開に関する規定を制定するものとする。

「(4) 情報公開法。本条項による、著作権申立委員会での手続に関するすべての情報は、裁定、記録、および第 (3) 項に準じて公開されるものを除き、第 552 条 (b) (3) 項により、一般公開から除外される。

「(u) 被告の不履行。手続が有効な手続と見なされても、正当な理由なく、被告の不履行により、被告が出頭しないか手続への参加を停止した場合、1 件またはそれ以上の期限を守らなかった場合、または第 (k) 項に準じて著作権申立委員会が採用した予定に規定される要請を守らなかった場合、著作権申立委員会は、以下に従い、

また著作権登録官によるその他の条件に準じて、被告が主張するあらゆる反訴の却下も含み、欠席裁定を行うことができる、

「(1) 著作権申立委員会は、申立人に、申立人の主張を裏付けする関連証拠およびその他の情報と主張する損害の提出を求め、申立人によるそのような証拠と要請したその他の提出資料を審査した後、提出された資料が適用法の下で申立人に有利な証拠として十分であるかを判断し、十分であれば、適切な救済と損害があれば、それを与える。

「(2) 著作権申立委員会が、第 (1) 項に準じて肯定的な裁定をした場合、著作権申立委員会は、提案される欠席裁定を作成し、著作権申立委員会における手続に反映されている、被告のすべての住所と電子メールアドレスに著作権申立委員会による欠席裁定係属とかかる裁定の法的意義の通知を送るものとする。かかる通知は提案される欠席裁決を伴うものであり、被告が、提案される欠席裁定と対立する証拠または情報を、通知の日から 30 日以内に提供できることを示すものであること。

「(3) 被告が第 (2) 項に規定される通知に、かかる条項で規定される 30 日の期間内に返答した場合には、著作権申立委員会は、被告の提出を考慮し、相手方がそのような提出に対処できるようにした後で、提案された裁定を保持または修正するものとし、その結果としての裁定は欠席裁定であってはならない。

「(4) 被告が第 (2) 項で提供される通知に対応しなかった場合、著作権申立委員会は、欠席判決を最終裁定として下すものとする。それ以降は、被告は第 1508 (c) 条で許容される範囲においてのみ、そのような判定に異議を唱えることができるものとするが、第 1508 条により、いずれかの追加手続が開始される前に、著作権申立委員会は、法的公正を目的として裁定を取り消すことができる。

「(v) 申立人による手続の不履行。

「(1) 送達完了の不履行。申立人が第 (g) 項で要請される 90 日間の期間内に、被告への送達を怠った場合、著作権申立委員会は、かかる被告を不利益を被ることなく手続から却下する。90 日間の期間内に、申立人がすべての被告への送達を怠った場合には、著作権申立委員会は不利益を被ることなく手続を却下する。

「(2) 起訴の不履行。申立人の不履行により、申立人が正当な理由なく、(k) 項に準じて著作権申立委員会が採用した予定に規定される期限または条件を 1 件またはそれ以上守らず、現行手続の進行を怠った場合、著作権申立委員会は、申立人に書面による通知と、通知に返答するために通知日から 30 日の期間を与え、そしてそのような返答について考慮した後、申立人の申立を却下する裁定を下すことができる。そのような裁定は、適切であれば、第 (y) (2) 項に規定のある弁護士料と費用を含むものとする。その後、申立人は第 1508 条 (c) 項に準じてのみそのような裁定に異議を申し立てることができるが、第 1508 条に準じていずれかの追加手続が開始される前に、著作権申立委員会は、公正を目的として、却下の裁定を無効にすることができる。

「(w) 再考の要請。当事者は、著作権申立委員会が本条項による手続に対して最終裁定を下した日から 30 日以内に、その結果に対し、明らかな法律または事実の瑕疵を認めたり、技術的な間違いを認めた場合には、かかる裁定の再考慮または裁定の修正を求める文書を提出することができる。著作権申した委員会は、そのような要請に関して相手方に対応の機会を提供した後、要請を拒否するか最終裁定の修正を発行するものとする。

「(x) 登録官による再審査。著作権申立委員会が、第 (w) 項に準じた最終裁決の再審査の要請を拒否した場合、当事者はそのような拒否の日から 30 日以内に、登録官が制定する規定に従って、著作権登録官による最終裁定の再審査を要請できる。そのような要請は、かかる規定で定められるように、合理的な申請手数料を伴うものとする。登録官による再審査は、著作権申立委員会が裁定の再考慮を拒否する上で、その自由裁量を乱用しなかったかどうかの検討に限定される。相手方に要請に対応する機会を提供した後で、登録官は再審査の要請を拒否するか、または差戻しの中で特定される問題を再考慮し、修正された最終裁定を下すため、著作権申立委員会における手続の差戻しをする。修正されたかかる最終裁定は、第 1508 条 (c) 項の規定を除いては、それ以上の考慮や再審査の対象とはならない。

「(y) 当事者と弁護士の行為。 -

「(1) 証明。著作権登録官は、著作権申立委員会における手続で参加者が行った陳述の正確度と真実性の証明を求める規則を制定しなければならない。

「(2) 悪意のある行為。その他の法律の規定に関わらず、裁定が下された手続において、当事者がハラスメントまたはその他の不適切な目的、または法律や事実における合理的な基盤なく、申立、反申立、または

抗弁を追求したことが確認された手続については、法的な公正さに矛盾しない限り、著作権申立委員会は、かかる裁定において、被害を受けた当事者に、以下の場合を除き、5000米ドルを超えない金額で、合理的な費用と弁護士料の受領を認めるものとする。

「(A) 被害者側が訴訟手続に自ら出廷した場合、その被害者への金銭は費用分のみで、2500米ドルを越えないものとし、そして

「(B) 当事者が本条項に記載される悪意ある行動のパターンや慣行を示すなどの特別な事情の場合、著作権申立委員会は、公正さを目的として、本条項の限度を超える費用と弁護士料を課すものとする。

「(3) 追加の処罰。12ヶ月間に1回以上、当事者がハラスメント、またはその他の不適切な目的のために、または法律や事実の合理的な根拠なくして、申立委員会において訴訟、反訴、抗弁を求めたことを委員会が発見した場合、かかる当事者は、委員会がそのような発見をした日から開始して12ヶ月間、この条項に準じた著作権申立委員会での申立開始を禁じられるものとする。そのような発見がされた時点で、その当事者が過去に開始した手続で、委員会において係属中の案件がある場合、その案件は不利益を被ることなく却下されるものとするが、手続が第(i)項に準じて進行中であると見なされた場合には、被告が書面による承諾を提供した場合にのみ、手続は本条項に準じて却下することができる。

「(z) 少額申立の規定。著作権登録官は、本条項による申立で、求められた賠償金総額が5000米ドルを越えない(弁護士料と必要経費を除く)者について、著作権申立調査官1名以上による審査と裁定の規定を制定する。本条項に基づいて下された裁定は、著作権申立委員会全体によって出されたものと同様の効果を持つ。

「(aa) 図書館と書庫の離脱。

「(1) 概論。著作権登録官は、著作権申立委員会での手続への出席を望まない図書館は書庫が、そのような手続から先制的に離脱できるよう規定を制定する。

「(2) 手続。第(1)項に準じて制定される規定は、

「(A) 著作権申立委員会での手続から先制的に離脱できる手続を明白にし、そして

「(B) 著作権調査官が第(A)項で規定される手続に従って、手続から成功裏に離脱した図書館や書庫の一覧で一般が閲覧できるものを作成し保持することを著作権局に要請する。

「(3) 手数料または更新要請の不要。著作権登録官は、以下を行なってはならない。

「(A) 図書館や書庫に、本条項に準じて手続から離脱するための手数料を課すか、または

「(B) 図書館や書庫に、本条項に準じて先制的に離脱する決定を更新することを要請する。

「(4) 定義。本条項の目的においては、「図書館」及び「書庫」とは、第 108 条による独占権の制限資格を持つ、あらゆる図書館または書庫を指す。

「第 1507 条。手続の効力。

「(a) 裁定。第 1506 条 (w) 項と (x) 項および第 1508 条 (c) に準じた再審理と見直しに従い、著作権申立委員会が下す手続の最終裁定は、欠席裁定または起訴の怠慢を根拠とした裁定も含み、かかる裁定の当事者にのみ関わるものとし、その他のいかなる法廷、裁定機関、または著作権申立委員会が確認し最終裁定を下した申立または反訴に関する再訴訟を除外し、以下の対象となる特定の行為または複数の行為に起因する将来的な訴訟または手続における目的で、依存することができる。

「(1) 著作権申立委員会の裁定は、いかなる裁判所または裁定機関、または著作権申立委員会においても、著作権申立委員会によって断定されていないか最終裁定がなされていない申立または反訴に関係した、同一のまたは同様の事実問題または法律を争点とした同一のまたは異なる当事者間における訴訟または再訴訟を除外することはない。

「(2) 著作権申立委員会における問題の解決を目的とした、著作権のある作品の所有権の裁定は、著作権申立委員会も含めて、いかなる法廷または裁決機関おけるどのような訴訟や手続においても依存されたり、抑制的な影響を持つことはない。

「(3) 本条項または第 1508 条で許可されている限度を例外として、著作権主張委員会によるあらゆる裁定は、著作権申立委員会も含めて、いかなる法廷または裁決機関においても、判例として引用されたり依存されてはならない。

「(b) 影響されない集団訴訟。

「(1) 概論。著作権申立委員会における手続きは合衆国地方裁判所における集団訴訟手続には何らの影響もおよぼすことなく、第 1509 条 (a) 項は合衆国地方裁判所の集団訴訟手続には適用しないものとする。

「(2) 集団訴訟の通知。著作権申立委員会における現行手続の当事者で、著作権申立委員会における手続と同一の取引や事項に起因し、自らが集団訴訟の原告となっている、係属中の集団訴訟通知を受領した者は、

「(A) 著作権登録官が制定する規定に従って、集団訴訟から離脱するか、または

「(B) 第 1506 条 (q) (3) に準じて、著作権申立委員会における手続からの却下を求める。

「(c) 手続におけるその他の資料。本条項と第 1508 条で許可されていない限り、著作権申立委員会における手続に関連して、当事者または証言者による提出物または陳述書は、却下された手続も含め、著作権申立委員会も含むいかなる法廷または裁決機関においても、本編の権利または権利の制限に関するどのような訴訟や手続においても引用または依存されたり、その根拠として

使われてはならない。

「(d) 第 512 条 (g) 項の適用性。第 1504 条の (c) (1) 項または (c) (4) 項、または第 1504 条の (c) (6) 項に準じて起こされた、著作権申立委員会における申立または反訴で、本条項の第 (c) (1) 項または (c) (4) 項に関する申立または反訴は、以下の場合であれば、第 512 条 2 (g) (2) (C) 項に規定のある、加入者による侵害行為の抑止命令を求める訴えの資格があるものとする。

「(1) 著作権申立委員会における手続の開始通知が、第 512 条 (g) 項による異議申立の受領後にサービスプロバイダーが作品を入れ替える前に、申立者によってサービスプロバイダーが指定する代理人に送達されており、そして

「(2) 申立てが、第 512 条 (c) (1) (C) による、申立済みの侵害通知で特定される作品の侵害を起訴するものであること。

「(e) 反訴主張の怠慢。著作権申立委員会における手続で反訴を怠ったり、反訴を行えないことは、その反訴がその後の裁判所での起訴や著作権申立委員会においてされることを妨げるものではない。

「(f) 当事者の離脱または却下。当事者が、第 1506 条 (i) 項により、期限内に手続から離脱した場合、または著作権申立委員会が手続の最終裁定を出す前に手続から却下された場合、裁定はその当事者に対して拘束力を持たず、何らの抑止的効果もないものとする。

「第 1508 条。地方裁判所による再審査と確認。

「(a) 概論。欠席判決または起訴を怠った事実に基づいて下された判決を含み、著作権申立委員会の最終裁定による損害の支払いを当事者が怠ったか、または救済に従わなかった場合、被害者は、最終判決が出された日、著作権申立委員会による再審査、または著作権登録官による再審査が終了した日、または修正された最終裁定が出された日のいずれか遅い日から 1 年以内に、コロンビア特別区連邦地方裁判所、またはいずれかの他の適切な合衆国地方裁判所に、最終裁定で与えられた救済の確認とかかる救済を裁定に決定する命令を申請することができる。裁判所は、第 (c) 項により裁定が取消、修正、または訂正されない限り、かかる命令と裁定の直接登録を許可する。コロンビア特別区連邦地方裁判所またはその他の合衆国地方裁判所のどちらかが、著作権申立委員会が与えた救済を確認する命令を出した場合、裁判所は損害の支払いを怠ったか、救済に従わなかった当事者に、被害者側に発生した弁護士料を含み、そのような命令を確保するために発生した合理的な費用を課すものとする。

「(b) 申請手続。

「(1) 判決確認の申請。第 (a) 項に準じた、著作権申立委員会による裁定と裁定の登録の確認申請は、申請が出された合衆国地方裁判所における起訴状に適用される手続に沿って、著作権申立委員会における手続の当事者全員に提供されるものとする。

「(2) 申請の内容。第 (a) 項による申請は以下を含むものとする。

「(A) 著作権登録官による再審査または見直しの手続を終え、著作権申立委員会による最終裁定、または修正された最終裁定の

認証コピーで、著作権申立委員会の記録を反映し、確認され裁定が下されるもの。

「(B)偽証の罰則に準じた、申請者の宣言。

「(i) コピーがそのような裁定の真実の正しいコピーであること。

「(ii) 裁定が出された日付の提示。

「(iii) 第 (c) (1) 項に準じた異議申立の根拠の陳述。そして

「(iv) 申請者が、著作権申立委員会による同一の判決に関した
その他の手続を知っているかどうかの陳述。

「(c) 判決への異議申立。

「(1) 異議申立の根拠。以下の場合には、著作権申立委員会が最終裁定
または修正済みの最終裁定を出した日から 90 日以内、または著作権登録官が
裁定の再審査または見直しの過程を完了してから 90 日以内のいずれか遅い時に、
当事者は合衆国地方裁判所に、著作権申立委員会による裁定の取消、修正、
または訂正を求める命令を求めることができる。

「(A) 判決が欺瞞、汚職、偽りの陳述、またはその他の不正行為の
結果として出されたものである場合。

「(B) 著作権申立委員会がその権威を逸脱するか、問題の争点に関して
最終裁定を下せなかった場合。

「(C) 欠席裁定または起訴の怠慢を根拠とした裁定であれば、欠席または
失敗が、許容できる怠慢によるものであると判定できる場合。

「(2) 意義申立の手続。

「(A) 申請の通知。著作権申立委員会の裁定への異議申立申請の通知は、
申請がなされた裁判所における訴状の送達に適用される手続に従い、
著作権申立委員会における手続のすべての当事者に送られるものとする。

「(B) 手続の中止。本条項による申請の目的のため、
同一の裁判所に持ち込まれた別の訴訟に対して手続中止の発行
権限を持つ裁判官は、異議申立が保留になっている間、申請通知と共に
送達される、金額の授与の執行手続を中止する命令を出すことができる。

「第 1509 条。他の地方裁判所の訴訟との関係。

「(a) 地方裁判所手続の中止。第 1507 条 (b) 項の規定を対象として、合衆国地方
裁判所は、裁判所に出された申立で、すでに著作権申立委員会において係属または実行中
の手続の対象となっている申立については、訴訟中止または裁判所が適切と考えるその他
の救済策を言い渡すものとする。

「(b) 裁判外紛争処理の手続。本条項に準じた著作権申立委員会における手続は、当
事者の承認の上で、連邦地方裁判所による適格事案の照会として、第 28 編第 651 条の規定
による裁判外紛争処理の手続の資格を有するものとする。

第 1510 条。著作権局による実施

「(a) 規定。

「(1) 一般的な実施。著作権登録官は本章を実行するための規定を制定する。

そのような規定は第 1506 条 (e) 項と (x) 項で規定される手数料を含むものとする。

そのような手数料を請求する権利は、第 708 条のサービスによる手数料を設定するための著作権登録官の権利を限定するものではない。本章による行為で著作権局が回収したすべての手数料は、著作権登録官が入金し、第 708 条 (d) 項に準じた局の必要経費のための予算に計上する。本条項による規定の制定において、著作権登録官は、著作権申立委員会の効率的な運営と著作権申立委員会が本章に準じて開始する手続を期限内に完了する能力を援助するものとする。これには、いずれかの当事者による著作権申立委員会のハラスメントや不適切な利用を防ぐための機序の実施も含まれる。

「(2) 金銭的救済の制限。

「(A) 概論。第 (B) 項に従い、著作権申立委員会が著作権申立委員会の最初の裁定を出してから 3 年後以降に、著作権登録官は、著作権申立委員会の目的をさらに果たすため、本章により支払われる金銭の回収と弁護士料と経費の制限を調整する規則を制定することができる。

「(B) 調整の発効日。第 (A) 項に準じて調整を行うためのあらゆる規則は、その 120 日間の期間中に議会が規則を承認しないことを実質的に意味する法律を制定しない限り、著作権登録官が規則を議会に提出した日から開始する 120 日の終了日に発効するものとする。

「(b) 必要な設備。適用法に従い、著作権登録官は、著作権申立委員会を運営するために必要なインターネット基盤の電話会議その他の設備を設定するため、外部のベンダーを保持することができる。

「(c) 手数料。第 1506 (e) の規定により申立手続を開始するためのものを含め、あらゆる手数料は、著作権登録官が制定する規定に定められていなければならない。そのような申請料の合計は 100 米ドルを下回るものではなく、米国地方裁判所で訴訟を起こす場合の手数料を超えてはならず、著作権申立委員会の目的をさらに果たすための金額に固定されていなければならない。

「第 1511 条。予算調達

「著作権申立委員会の設立とその設備の維持も含め、本章で提供される職務に対して回収された手数料では賄いきれない金額で、本章により著作権調査局に発生した費用の支払いのために必要とされる額を充当するために認められる総額。」。

(c) 事務的修正。合衆国法典第 17 編の章目次は、最後に以下を追加して修正する。

「15. 著作権少額申立.....1501」。

(d) 実施。

(1) 概論。第 (2) 項に記載のある場合を除いて、本法制定日より 1 年以内に、本条項の第 (b) 項による追加に準じ、合衆国法典第 17 編第 1502 条により設立された著作権申立委員会は、その運営を開始する。

(2) 延長。著作権登録官は、延長の通知を一般と議会に提供する限り、正当な理由により、第 (1) 条に記載される期限を 180 日まで延長することができる。

(e) 調査。本条項の (b) 項による追加に準じて、合衆国法典第 17 編 15 条に基づき、著作権申立委員会が最初の裁決を下した日から 3 年以内に、著作権登録官は以下を対象にした調査を実施し、議会に報告するものとする。

(1) 著作権申立委員会が合理的に実施できる申立手続の数も含め、著作権申立の解決における著作権申立委員会の利用と効力。

(2) 以下に関係する事柄も含め、著作権主張委員会の権限の調整が必要または推奨できるものかどうかについて。

(A) 合衆国法典第 17 篇第 1202 条に記載のある申立も含めて、資格のある申立、および

(B) 作品と適用される損害の制限。

(3) 増額の限定も含めて、勝訴側当事者に与えられる弁護士料と費用を増額すべきか否か。

(4) 少額申立の著作権所有者による、未知のオンライン侵害者の身元と場所の確認を支援できる潜在的なメカニズム。

(5) 利害関係者に調停やその他の法的拘束力のない代替の紛争解決を提供できるよう、著作権申立委員会を拡張すべきか否か。

(6) 著作権登録官が著作権申立委員会に関連すると考えるその他の事項。

(f) 可分性。本条項のいずれかの規定、本条項による修正、またはそのような条項または修正の、いずれかの人物または状況への適用が違憲とされた場合には、本条項と本条項に行われた修正の他の部分、及びその他のいかなる人物や状況に対する本条項または修正の適用にも影響しないものとする。

副章 B 商標

第 221 条。略称：目次。

(a) 略称。本副章は、『商標法近代化法案 (Trademark Modernization Act of 2020)』または『TM Act of 2020』として引用することができる。

(b) 目次。本副章の目次は以下のものとする。

副章 B—商標

第 221 条。略称。目次。

第 222 条。定義。

第 223 条。審査中の第三者による証拠の提出条件。

第 224 条。柔軟な対応期間の規定。

第 225 条。査定系取消手続、査定系再審査手続、取消の新たな事由。

第 226 条。回復不能な損害の反証可能な推定。

第 227 条。混乱整理のための努力の報告。

第 228 条。長官の権利確認のための修正。

第 222 条。定義。

本副章において、

(1) 長官。「長官」とは、商務省次官知的財産権担当兼米国特許商標庁長官を指すものとする。

(2) 1946 年商標法。『1946 年商標法』とは、1946 年 7 月 5 日に承認された法律で (15 U.S.C. 1051 et. Seq)、「取引における使用、特定の国際的な協定における規定の実行、及びその他の目的で使用される商標の登録と保護のために規定される法律」の資格を有する法律である（一般に『1946 年商標法』または『ランハム法』と呼ばれる）。

第 223 条。審査中の第三者による証拠提出の条件。

(a) 修正。1946 年商標法 (15 U.S.C. 1051) の第 1 条は、最後に以下を追加して修正する。

「(f) 第三者は、出願記録に含めることを考慮する目的で、登録拒否の根拠に関連する証拠を提出することができる。第三者による提出は拒否の根拠を特定するものであり、特定された各拒否の根拠を裏付けるため、各証拠の簡潔な説明を含むものとする。長官は、提出日から 2 ヶ月以内に、証拠を出願記録に含めるべきかどうかを決定する。長官は、本条項により第三者が提出する証拠の考慮に関して規制による適切な手続きを制定し、提出に伴う手数料を定めるものとする。第三者による証拠を出願記録に含めると長官が決定した場合には、その証拠とその証拠が関係する拒否の根拠のみを含めるものとする。出願記録に証拠を含めるか否かに関する長官によるあらゆる決定は最終的なものであり、再審理はできず、記録に証拠を含めるか否かの決定は、その他の訴訟手続におけるいずれの当事者の問題提起を行う権利、およびいずれかの証拠に依存する権利を侵害することはできないものとする。」

(b) 訴訟手続の最終期限。本法令制定日から 1 年以内に、長官は、第 (a) 項による追加に準じて、1946 年商標法の第 1 条 f 項に説明のある適切な手続きを制定する。

(c) 発効日。第 (a) 項による修正法は、本法令制定日の 1 年後より効力を発する。

224 条。柔軟な対応期間に関する条件。

1946 年商標法 (15 U.S.C. 1062(b)) の第 12 条 (b) 項は、以下のように修正する。

「(b)(1) 出願者に登録資格がないとわかった場合、審査官は出願者にその旨と理由を通知する。出願者はそれに返答するか出願書を修正し、その後でそれが再審査される。この手続は、審査官が最終的に商標登録を拒否するか、第 (2) 項の記載にあるように、出願が放棄されるまで繰り返すことができる。

「(2) 第 (1) 項による通知後、出願者は返答するかまたは出願を修正するために 6 ヶ月の期間、または長官が規制で定めるように、それより短い期間であっても 60 日以上期間を与えられる。(3) 項による延長期間も含み、この期間内に申請者が返答しないか、修正を行わない、または申立を行わない場合、出願者はそれを放棄したものと見なされる。」

但し、長官に対し遅延が故意ではないことを納得のできる形で示すことができる場合、出願は復活し、出願期間は延長される。復活要請に関して、長官は手数料を定めることができる。

「(3) 長官は、第(2)項に定めのある期間で、6ヶ月以内の期間に対して、審査官への返答期間の延長を規則により定めるものとする。出願者がそのように要請した場合には、長官は出願者が返答までの期間延長を得ることを許可するか、第(1)項による通知日から数えた合計6ヶ月の期間での修正を許可する。但し、長官は各出願者の延長期間を規制により個別に定め、延長要請に対して、規定による手数料を定めることができる。すべての延長要請は第(1)項により返答または修正の期限と定められた日までに提出されなければならない。」

第225条。査定系取消手続、査定系再審査手続、取消の新たな根拠。

(a) 査定系取消。1946年商標法は、第16条(15 U.S.C. 1066)の後に以下を挿入して修正する。

「第16A条。査定系取消。

「(a) 申立。第7条(b)項と第22条、及び第33条(a)項と(b)項の規定に関わらず、何人であっても、商標が、出願に記載される商品やサービスの一部または全部において、或いはそれに関して、一度も取引に使用されたことがないことを根拠として、登録取消の申立をすることができる。

「(b) 申立の内容。第(a)項に準じて、その他の関連書類と共に提出される申立書は、

「(1) 申立の対象となる登録を特定するものであり、

「(2) 登録に記載されている各商品やサービスで、商標が一度も取引に使用されたことがないとの申立がなされているものを特定するものであり、

「(3) 以下を明白にする確認済みの声明書を含む。

「(A) 商標が、申立に記載される商品やサービスの一部または全部において、或いはそれに関連して、一度も取引に使用されたことがないと判断するために申立者が行った合理的な調査内容、および

「(B) 商標が特定される商品やサービスにおいて、またはそれらに関連して、一度も取引に使用されたことがないとする申立を支援する追加的な事実。

「(4) 申立者が依存する傍証、および

「(5) 長官が定める手数料。

「(c) 初回の裁定。開始。

「(1) 一応の証拠のある事案としての裁定、開始、および

通知。長官は申立が、第(b)(2)項で特定される各商品またはサービスに対し、商標が各商品やサービスにおいて、またはそれらに関連して一度も取引に使用されたことがないとする一応の証拠のある事案として明白であるか否かを裁定し、一応の証拠のある事案として明白であると長官が裁定した各商品またはサービスに対して査定系取消手続を開始し、登録者と申立者に手続を開始するか否かの裁定についての通知を提供する。

そのような通知には、申立書の複写、および申立書と共に提出されたあらゆる裏付文書と証拠の複写が含まれるものとする。

「(2) 合理的な調査の手引き。長官は第 (b) (3) 項に準じて合理的な審査を構成すると考えられるものに関する規制、および商標が一度も取引に使用されることがないとする一応の証拠のある事案を裏付ける証拠の一般的な種類を公表するものとするが、長官は一応の証拠のある事案が特定の手続きで明白にされたか否かを裁定する裁量を持つ。

「(3) 長官による裁定。本条項に準じて手続きを開始するか否かの裁定は最終的なものとし、再審理は行われず、第 (j) 項で規定される場合を除いては、いずれの当事者が何らかの問題を提起したり、その他のいかなる訴訟手続においていかなる証拠に依存する権利をも侵害するものではない。

「(d) 査定系取消の手続き。査定系取消の手続は、第 12 条 (b) 項による審査の手続きと同様のものとするが、長官は、本条項に準じた手続を制定し管理する規定を制定するものとし、それには以下の規定を含むことができる。

「(1) この種類の手続に特定の対応及び延長期間を設定するが、その期間は第 12 条 (b) (3) 項の規定に関わらず、6 ヶ月まで延長可能とする必要はないものとする。

「(2) 特定の登録または特定の申立者、または利益が関わる実際の当事者が申立を申請できる時期と回数を規定する制限を制定し、そして

(3) 本条項による手続と商標に関するその他の手続との関係性を定義する。

(e) 登録者の使用の証拠。登録者による使用の証拠書類は、第 45 条の「取引における使用」の定義において商標が使用されたと見なされる時と一致していなければならないが、第 1 条 (a) 項に規定される使用見本の形式に限定されるものではない。

「(f) 許容可能な不使用。査定系取消手続中は、第 44 (e) 条に準じて登録された商標または第 66 条に準じた保護の延長について、登録者は、いかなる不使用もそのような不使用が許容される特殊な状況があったことを示す証拠を提出することができる。そのような場合、審査官は、事実や証拠が許容可能な不使用を示しており、許容可能な不使用が示されたいずれかの商品やサービスについて、第 (g) 項により取り消されるべきではないことを判定する。

「(g) 審査官の判定。取消命令。商標が一度も取引に使われなかったと判定された各商品またはサービス、そして第 (f) 項の条件が適用しないものについて、審査官は各商品とサービスについて登録を取り消す判定をする。申立が申請された時点または関連する使用申立がなされた時点、または登録後、ただし第 (a) 項による取消申立が申請される前、または第 (h) 項の規定により長官による査定系取消手続が開始される前に、一時的に登録を裏付けるような登録者による取引使用の証拠がある場合、商標は一度も取引に使用されなかったと見なされることはできない。審査官による評価で覆されない限り、申立の期限が終了した後、または申立手続が破棄された後に、長官は登録の一部または全部の取り消しの命令を発するものとする。

「(h) 長官による査定系取消手続。

「(1) 概論。長官は、商標が登録に記載されるいずれかの商品やサービスにおいて、またはそれらに関連して一度も取引に使用されることがないとする一応の

証拠のある事案を裏付ける情報を発見した時には、自ら進んで

査定系取消手続を開始することができる。長官は速やかに登録者にそのような決定を通知し、査定系取消手続は、第 (d) 項に規定された査定系取消と同様の手続に沿って行われるものとする。長官が自ら進んで取消手続を開始することを決めた場合には、長官はその決定の根拠となった情報に伝達するか、登録者が入手できるようにする。

「(2) 解釈の原則。本条項のいかなる記述も長官のその他のいかなる権限をも制限するものと解釈されるべきではない。

「(i) 開始の時期。

「(1) 申立申請と査定系取消手続開始の時期。登録日から 3 年の期限が終了した後、そして登録日から 10 年の期限が終了する前であれば、第 (a) 項の規定による登録の査定系取消手続が申請可能となる。また第 (h) 項の規定に準じて長官が自ら進んで登録の査定系取消手続を開始することができる。

「(2) 例外。第 (1) 項の規定にかかわらず、本条項の制定から 3 年間は、第 (a) 項による登録取消の申立を申請することができ、登録日から 3 年の期限が終了してからはいつでも、長官が自らの裁量で第 (h) 項に準じた登録者の査定の取消手続を開始することができる。

(j) 後続の査定系取消手続に対する制限。

「(1) 同時係属手続の不可。特定の登録に関しては、査定の取消手続の係属中は、係属中の査定系取消の対象になっている商品やサービスに対して、それに続く査定系取消手続を開始することはできない。

「(2) 禁反言。特定の登録に関して、過去に開始された取消手続の対象になった商品やサービスにおいて、その手続で登録者が商標を特定の商品やサービスに使用したと判定されており、それらの商品やサービスに対して登録が取り消されていない場合、申立者が誰であっても、それらの商品やサービスに対するさらなる査定系取消手続を開始することはできない。

「(k) 取引における使用条件の変更不可。この条項のいかなる規定も第 1 条 (a) 項または第 23 条に準じて登録されている商標の取引における使用条件に影響するものではない。」

(b) 取消の新たな根拠。1946 年商標法 (15 U.S.C. 1064) の第 14 条は、以下のよう
に修正する。

(1) 第 (5) 項の最後にコロンを打ち、ピリオドを挿入する。

(2) 第 (5) 項の後に以下を挿入する。

「(6) 登録後から 3 年間の任意の時点で、登録に記載された商品またはサービスの一部または全部において、またはそれに関連して商標が取引に一切使用されなかった場合」、
そして

(3) 第 (2) 項での追加に従い、第 (6) 項に続く余白文で、

「第 (6) 項のいずれの規定も、取消のいずれの根拠に適用される時機をも限定するものと見なされることはない。第 44 条 (e) 項または第 66 条による登録は、登録者がいかなる不

使用もそのような不使用を許容する理由となる特殊な状況によるものであると示すことができる場合には、第（6）項に準じて取り消されるべきではない。」を「同一の証明商標が適用される」の後に挿入する。

（c） 査定系再審査。1946年の商標法は、第（a）項による追加に従い、第16A条の後に以下を挿入して修正する。

「第16B条。査定系再審査。

「(a) 再審査の申立。誰であっても、基準日以前に、商標が登録に記載される商品またはサービスの一部または全部において、或いはそれに関連して取引に使用されていなかったことを理由として、商標の再審査を申し立てることができる。

「(b) 基準日。本条項では、「基準日」とは 商標登録の出願に関して、以下に基づく最初の出願を指す。

「(1) 第1条(a)項に基づき、そして第1条(b)条に準じて出願するために、いずれの時期においても修正されておらず、出願が最初に提出された日。または

「(2) 第1条(b)項に基づくかまたは、第1条(b)項に準じて、いずれかの時点で提出されるように修正された場合、以下の日付。

「(A) 第1条(c)項による使用を申し立てる修正が申請された日。または

「(B) 承認されたあらゆる延長期間を含み、第1条(d)項による使用宣言の申請期間が終了した日。

「(c) 申請条件。第(a)項に基づいて提出された申請は、あらゆる裏付書類とともに、

「(1) 申請の対象となる登録を特定するものであること。

「(2) 基準日以前に、商標が商品やサービスにおいて、またはそれに関連して取引に使用されていなかったと申し立てられている登録に記載される各商品及びサービスが特定できるものであること。

「(3) 以下を明白にする証拠書類を含むこと。

「(A) 基準日以前に、商標が申立てで特定される商品やサービスにおいて、またはそれに関連して取引に使用されていなかったことを判定するために申請者が行った合理的な調査の内容。および

「(B) 基準日以前に、商標が特定されている商品やサービスにおいて、または商品やサービスに関連して使用されていなかったとする申立てを裏付ける追加の事実。

「(4) 申請者が依存する傍証を含むこと。そして、

「(5) 長官が制定した手数料とともに提出されること。

「(d) 初回の判定。制定。-

(1) 一応有利な事案としての判定、制定、および通知。

長官は申請が、(c) (2)で確認される各商品またはサービスに対し、商標がそれらに使用されていなかった、またはそれらに関連して使用されていなかったとする一応の証拠のある

事案を制定することになるかどうか、長官が一応の証拠のある事案と判断する各商品やサービスに対して、査定系取消手続を制定できるかどうかを判断し、登録者と申請者に手続が開始されたかどうかを通知する。そのような通知は、申請書の複写とあらゆる裏付書類の複写、および申請書に含まれていた証拠を含むものとする。

「(2) 合理的な調査の手引き。長官は、第 (c) (3) 項において、合理的な調査を構成する内容に関する規定、および基準日以前に、商標が商品やサービスにおいて使用されなかったか、それに関して使用されなかったと言う一応の証拠のある事案を裏付けできる証拠の一般的な種類を公表する。但し、長官は特定の手続において、一応の証拠のある事案が設定されたかどうかについての判断の裁量を有する。

「(3) 長官による決定。本条項による再審査手続を開始するかどうかに関する長官による決定は最終のものであり、見直しはできず、第 (j) 項による規定を除き、あらゆる人物がその他の手続において、問題提起をしたり、いずれかの証拠に依存する権利を損なうものではない。

「(e) 再審査手続。再審査のための手続は、第 12 (b) 条で規定される手続と同様であるものとするが、長官は本条項による手続を制定し、律する規制を公表する。それには以下の規制が含まれる。

「(1) こうした種類の手続に特定の対応および延長期間を設定する。

但し、第 12 (b) (3) 条の規定に関わらず、6 ヶ月までの延長の必要はない。

「(2) 特定の登録または特定の申請者、または実質的利益当事者が申請できる申請の時期と数を管理する制限を儲け、そして

「(3) 本条項による再審査手続と商標に関するその他の手続との関係を定義する。

「(f) 登録者の使用証明。登録者による使用の証拠書類は第 45 条の規定による「取引における使用」定義に準じて使用されたと見なされた時と一貫していなければならないが、第 1 (a) 条で規定される使用見本の形式に限定されると見なされるべきではない。

「(g) 審査官の決定、取消命令。基準日以前に、商標が取引に使用されていなかったため、登録が発行されるべきではなかったと判断された各商品またはサービスについては、審査官はそのような各商品またはサービスについて、登録取消の決定をすべきである。審査官の決定の見直しでそれが覆されない限り、長官は申立期間の終了後または申立ての取り消し後に、登録の一部または全部の取消命令を出すものとする。

「(h) 長官による再審査。

「(1) 概論。基準日以前に、一応の証拠がある事案について、商標が登録に記載される商品またはサービスの一部または全部に使用されていなかったか、それに関連して使用されていなかったことを裏付ける情報を発見した場合、自ら進んで査定系再審査手続

を開始することができる。長官は速やかに登録者にそのような決定を通知し、第 (e) 項で規定されるものと同様の手続に従って再審査を進めるものとする。長官が自らの意思に基づいて、査定系再審査手続の開始を決定した場合、長官はかかる決定の基盤となった情報を登録者に送る開始通知の一部として伝えるか入手できるようにする。

「(2) 解釈の原則。本条項のいかなる記載も長官のその他のいかなる権限をも制限すると解釈されるものではない

「(i) 開始の時期。取引での使用に基づいて登録された商標の登録日から5年以内であれば、査定系再審査手続を申請することができ、または長官が自ら進んで査定系再審査手続を開始することができる。

「(j) 後続の査定系再審査手続の制限。

「(1) 同時係属手続の不可。特定の登録に関しては、査定系再審査手続が係属になっている間は、それに続いて、係属中の査定系再審査手続の対象となっている商品またはサービスと同じ商品やサービスに対する査定系再審査手続を開始することはできない。

「(2) 禁反言。特定の登録に関して、過去に開始された査定系取消手続の対象であった商品またはサービスで、その手続において登録者が基準日より前に商標を特定の商品またはサービスに使用したと判定され、しかもそれらの商品またはサービスに対し、登録が取り消されていない場合、申立者が誰であっても、それら商品やサービスに対しては、今後の査定系取消手続を開始することはできない。

「(k) 補助登録。第 (b) 項の規定は、それが適切であれば、第 23 条の規定による登録にも適用される。本条のいかなる規定も第 24 条による取消行為の時機を限定すると見なされるべきではない。

(d) 申立て。

(1) 商標審判部への申立て。

1946 年の商標法 (15 U.S.C. 1070) 第 20 条は、「商標の登録」の後に「または査定系取消手続または査定系再審査手続における、審査官の最終判定」を挿入することで修正する。

(2) 裁判所への申立て。-

(A) 取消または査定系再審査。1946 年の商標法 (15 U.S.C. 1071(a)(1)) 第 21 条 (a) (1) 項は、「または更新の申請者」を削除し、以下を挿入して修正する。「更新の申請者、または査定系取消手続の対象となる登録者、または査定系取消手続の再審査の対象となる登録者。」

(B) 例外。1946 年商標法 (15 U.S.C. 1071(b)(1)) 第 21 条 (b) (1) 項は、「不完全である」の前に「査定系取消手続または査定系再審査手続の対象となる登録者以外」を挿入することで修正する。

(e) 技術的および適合上の修正。1946 年の商標法は、以下のように修正する。

(1) 15 条 (15 U.S.C. 1065) では、「第 (3) 項と (5) 項を」削除し「第 (3)、(5) および (6) 項」を挿入し、そして

(2) 26 条 (15 U.S.C. 1094) では、最後に以下を追加する。
「補助登録簿への登録は、それぞれ第 16A 条と 第 16B 条に準じて、
査定系取消および査定系再審査の対象となる。」

(f) 手続の期限。本条制定日より一年以内に、(a) および (c) 項で追加されたように、長官は 1946 年商標法の第 16A および第 16B 条を実施するための規制を発行する。

(g) 発効日。本条により作成される修正は、本条制定日から開始する一年の期間の終了後より効力を発揮し、かかる発効日前、発効日、またはその後に登録されたあらゆる商標に適用される。

第 226 条。回復不能な損害の反証可能な推定。

(a) 修正。1946 年の商標法 (15 U.S.C. 1116(a)) の第 34 条 (a) 項は、最初の文の後に以下を挿入して修正する。「そのような差止命令を求める原告は、裁定後に出される差止命令の場合には、本条項で認められる侵害が発覚した場合、または予備的差止命令または一時的な差止命令の場合には、本条で識別される侵害における勝訴の見込みが発覚した場合、回復不能な損害の反証可能な推定の権利を有するものとする。」

(b) 解釈の原則。(a) 項により制定される修正は、差し止め命令を求める原告が本法制定日前に、回復不能な損害の推定の権利を有していなかったことを意味すると解釈されるものではない。

第 227 条。混乱整理のための努力の報告。

(a) 調査。合衆国会計検査院長は、長官と相談の上、本法制定日の 12 ヶ月後から本法制定日から 30 ヶ月までの期間、商標出願と登録の不正確または虚偽の使用申立に対処するために長官が行った努力を調査する。不正確及び虚偽の使用申立とは、商標出願者または登録者による宣言で、1946 年商標法 (15 U.S.C. 1127) 第 45 章に定義される取引における使用、または適用される場合には 1946 年の商標法 (15 U.S.C. 1051) 第 1 章による使用見本の定義では裏付けされないものに対する宣言を含む。

(b) 調査内容。(a) 項による調査を実施するにあたり、会計検査院長は以下を調査する。

(1) 第 225 条の追加に準じ、1946 年商標法の第 16A および第 16B 条に関する調査。

(A) そのような各条項に準じて申請され、開始しない決定が下された各申立の数。

(B) そのような各条項に準じて申請され、開始する決定が下された各申立の数。

(C) そのような各条項に準じて開始された、進行中または完了した

手続の数。これには長官が自ら進んで開始した手続も含まれる。

(D) そのような各条項に準じて開始された手続の解決にかかった平均時間。これには以下の平均時間が含まれる。

(i) そのような各条項に準じた申立の申請から、

第 16A 条 (g) 項および第 16B 条 (g) 項による審査官の最終判断、または登録者が審査官による最新の決定に対して返答しなかった場合は、審査官が出した最終判断まで、そして、

(ii) 長官が自ら進んで開始した手続も含めて、そのような各条項に準じた手続の開始から第 16A 条 (g) 項と第 16B 条 (g) 項に準じた審査官の最終的な判定まで、または登録者が審査官による最新の判定に対して返答しなかった場合は、審査官による最終判断まで。

(E) そのような各手続に関する審査官の判定に対する、商標審判部と裁判所への申立の数、および

(F) そのような手続が開始された各商品とサービスの数、および関連する各登録で、そのような手続に準じて取り消された商品またはサービスの数を識別することで得られる、そのような各手続の最終結果の事実報告。

(2) 第 223 条による追加に準じて、1946 年の商標法の第 1 条 (f) 項に関して、

(A) そのような各条項に準じた第三者による申立の申請で、商標が取引に使用されなかったと第三者が主張する申立の数、および、

(B) (A) 項で識別される申請で、申請に第三者の証拠提出が含まれているものの数、および、

(C) (B) 項で識別される申請の中で、以下の申請の数。

(i) 商標が一度も取引に使用されていないとする審査官の断定に基づいて拒否された登録、および

(ii) 使用の主張に関して審査官が申請者に追加情報を求めたもの。

(3) 以下の有効性。

(A) 商標登録における不正確で虚偽の使用申請に関して、第 225 条による追加に準じた、1946 年の商標法の第 16A 条と第 16B 条による手続、そして

(B) 商標登録出願および登録における不正確または虚偽の使用申請に対応するために、長官が実施するあらゆる追加のプログラム。これには、

米国連邦規則集第 37 巻の 2.161 (h) および 7.37 (h) の規定により、本法律制定日より実施される、登録後の使用の検査も含まれる。

(c) 議会への報告。本法制定日から 3 年以内に、合衆国会計検査院長は上院司法委員会と下院司法委員会に以下の報告を提出する。

(1) 本条項により実施された調査の結果、そして

(2) 調査結果に基づき、商標登録の完全性を向上させるかまたは不正或いは誤った使用を減らせるような法律または規制に関する変更の推奨を含むもの。

228 条。長官の権限確認のための修正。

(a) 修正。

(1) 1946 年の商標法 (15 U.S.C. 1068) の第 18 章は、「**「**手続において制定する」の後に以下を挿入して修正する。「本条項に準じた長官の権限は、商標登録審判部の裁決を再考、改正、または破棄する権限を含む」。

(2) 1946 年の商標法 (15 U.S.C. 1070) の第 20 条は、最後に以下を追加して修正する。「長官は、本条項に準じた商標登録審判部の決定を再考、改正、または破棄することができる」。

(3) 1946 年の商標法 (15 U.S.C. 1092) 第 24 条は、「長官によって取消されるものとする」の後に「ただし、長官が審判部の裁決を再考し、そのような裁定を改正するか破棄する場合はその限りではない」を挿入して修正する。

(b) 解釈の規定。

(1) 制定前の権限。(a) 項に準じた修正は、本法律の制定前に、長官が商標審判部の裁決を再考、改正、または破棄する権限を欠いていたと解釈されるものではない。

(2) 特定の裁決に関する権限。(a) 項に準じた修正は、商標審判部によるいずれかの決定を長官が再考、改正、または破棄する必要があるとは解釈されないものとする。

BB 部門—民間健康保険と公衆衛生に関する規定

第 III 章—公衆衛生に関する規定

副章 C—食品医薬品局の修正

第 325 条。バイオ医薬品特許の透明性

(a) 概論。公衆衛生法 (42 U.S.C. 262(k)) の第 351 条 (k) は、最後に以下を追加して修正する。

『(9) 公開一覧。

『 (A) 概論。

『(i) 初回の公開。この条項制定日より 180 日以内に長官は検索可能な電子形式で、以下を公開し一般に入手できるようにする。

“(I) 一般名称 (固有名詞) による各バイオ医薬品一覧で、そのような制定日において、(a) 項かまたはこの条項に準じて、生物製剤認可が効力を発しているか、またはかかる制定日において、2009 年の生物製剤価格競争・イノベーション法の第 7002 条 (e) (4) に準じて、この条項により認可されたと見なされるもの。

『(II) 販売申請認可の発行日と申請番号、および

『(III) (I) 項に記載のある各バイオ医薬品についての認可状況、及びわかる範囲での販売状況。』

『(ii) 改正。(i) 項による最初の一覧公開後、長官は 30 日ごとに、かかる 30 日間の期間中に (a) 項またはこの条項に準じて認可されたか、または 2009 年の生物製剤価格競争・イノベーション法の第 7002 条 (e) (4) に準じて、この条項により認可されたと見なされる各バイオ医薬品を含めるように一覧を改正する。

『(iii) 特許情報。(1) (3) (A) 項に準じた特許一覧、または、(1) (7) 項に準じたそのような一覧の補足が、参照製品スポンサーから、本条項により公表された一覧に含まれるバイオ医薬品に関して (k) 項の申請者に出されてから 30 日以内に、参照製品スポンサーはそのような特許一覧（またはその補足）と対応する有効期限を長官に提供し、長官は (ii) 条による改正に、かかるバイオ医薬品のそのような情報を含むものとする。

(1) (3) (A) または (1) (7) に準じた (k) 項による申請者に後続のまたは補足の特許一覧を提供してから 30 日以内に、参照製品スポンサーは、本条項に準じて長官に提供された情報に対し、そのような後続または補足一覧に記載された追加の特許と対応する有効期限を更新しなければならない。

『(iv) 独占権一覧。本条項に準じて公開される一覧に含まれる各バイオ医薬品に対し、長官は (6) 項または (7) 項に準じた各独占期間で、長官 がそのようなバイオ医薬品に適格であると判断し、まだ満了に至っていない期間を指定する。

『(B) 認可取消または停止。長官が、バイオ医薬品の認可が、安全性、純度、有効性を理由に取消或いは停止されていると判断した時には、(A) 項に準じた一覧で公開されてはならない。(A) 項に準じて公開された一覧にかかるバイオ医薬品が含まれた後でそのような取消または停止が発生した場合には、参照製品スポンサーは、長官に以下を通知する。

『(i) 取消または停止期間と同等の期間、バイオ医薬品を直ちに一覧から排除し、さらに

『(ii) 取消通知を連邦官報に公表する。』

(b) 掲載する情報の種類の見直しと報告。本法の制定日から 3 年以内に、保健福祉長官は以下を実施する。

(1) (a) 項による追加に準じ、公衆衛生事業法 (42 U.S.C. 262 (k)) 351(k)条(9)項に準じて求められる一覧に追加または一覧から削除すべき情報の種類に関して、(そのような情報がある場合)、一般の意見を求め、

さらに、

(2) 一覧に追加または一覧から削除すべき情報の種類の推奨も含み、
議会にそのような意見の評価を伝達する。